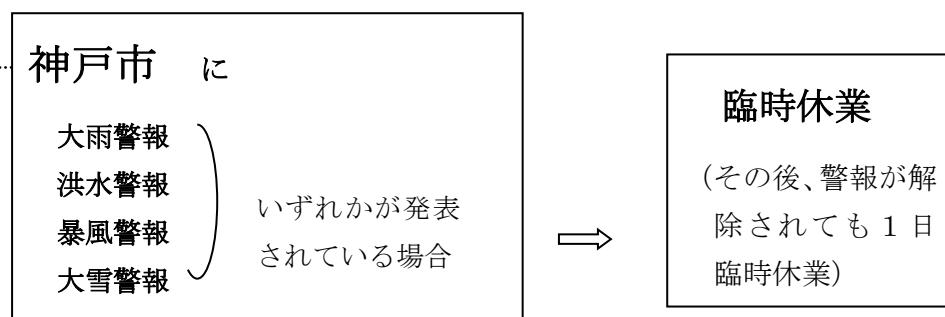


警報等による臨時休業について

「警報による臨時休業について」の規定は以下のようになっています。

* 午前 6 時 30 分の時点で警報が発表されている場合



- ・警報の発表状況はテレビなどで確認していただき、学校への問い合わせはご遠慮ください。この場合、各家庭に直接連絡することは原則ありません。
- ・神戸特別支援学校連絡網（マ・メール）でも、お知らせするようにはしておりますが、少し遅れてのお知らせになることをご了承ください。PTAからマ・メールについてのお知らせがありますので、マ・メールへの登録をお願いします。

* 午前 6 時 30 分以降に警報が発表された場合

- ・登校前の場合、登校せずに自宅で待機してください。
- ・登校時、スクールバス運行中に発表された場合、すでに乗車している児童生徒は学校まで乗車させ、保護者に迎えにきていただき一緒に下校します。
- ・自力通学している生徒について、家を出ている場合は担任と連絡をとってください。
- ・登校後の場合は、保護者と連絡を取ったうえで、早い時刻での下校となる場合もあります。
- ・警報が予想される場合には、担任と連絡がとりやすいようにご配慮ください。

* 道路の凍結や浸水など、スクールバスの運行ができない場合

- ・運行できないスクールバス利用者のみ臨時休業（公欠）とします。
- ・6時30分に決定し、マ・メール等で連絡します。
- ・ただし、行事日（運動会・学習発表会＆こうべマルシェ）はバスが一台でも運行しない場合、全校臨時休業とします。